

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（令和２年度決算）

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和2年度湧別町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	112,552千円
（歳出）	社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	771,600千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	324,319	233,862	1,405	29,579	59,473
	老人福祉費	9,692	0	1,350	2,771	5,571
	児童措置費	110,740	83,059	17,001	3,547	7,133
	母子福祉費	4,406	926	184	1,095	2,201
	小計	449,157	317,847	19,940	36,992	74,378
社会保険	社会福祉総務費	62,872	47,153	0	5,221	10,498
	介護事業費	179,720	10,796	0	56,108	112,816
	後期高齢者医療費	44,493	33,370	0	3,695	7,428
	小計	287,085	91,319	0	65,024	130,742
保健衛生	予防費	35,358	0	3,635	10,536	21,187
	小計	35,358	0	3,635	10,536	21,187
合計		771,600	409,166	23,575	112,552	226,307

※事務費及び人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)については除外しています。